

資料編

1. 富士見市子ども家庭福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 14 日

条例第 9 号

注 平成 22 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市子ども家庭福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 25 条例 6・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉又は教育に関し知識経験を有する者

(2) 市民

(平 25 条例 6・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(平 22 条例 18・一部改正)

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 18 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 12 日条例第 6 号)
この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2. 審議会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	関 健二	行政相談員
副会長	矢島 健三	淑徳大学
委員	石川 順子	臨床心理士
委員	増渕 茂麿	民間企業経営者
委員	林 由紀子	母子保健推進員
委員	加光 直美	民生委員・児童委員
委員	秋元 節子	主任児童委員
委員	石川 泉	幼稚園協会
委員	島田 美千代	保育園関係団体
委員	河本 志保	市PTA連合会
委員	松村 直子	私立幼稚園PTA連合会
委員	中村 美香	保育所保育園保護者の会連絡会
委員	吉原 智博	がくどう保護者連絡会
委員	細野 玉枝	ファミリーサポートセンター会員
委員	菅井 優子	市民公募
委員	小栗 知実	市民公募

(順不同)

3. 用語集

あ行

あすなろ

不登校児童生徒を支援する、市教育相談室に設置している適応指導教室のこと。

AET

(Assistant English Teacherの略) 英語指導助手のこと。

M字型カーブ

女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期にあたる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

か行

核家族

一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。

家庭的保育

家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業。家庭的保育者(保育ママ)の居宅その他さまざまなスペースで行う。定員は、家庭的保育者1人につき、5名(補助者ありの場合)以下。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

さ行

支援籍学習

発達障がいを含む障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、より個に応じた教育的支援を行うために、在籍する学校または学級以外で行う学習。

事業所内保育

企業が、主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施する事業。

施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。

児童発達支援センター

児童福祉法に規定される施設種別。入園児童・保護者に限らず、地域に暮らす発達に遅れのある児童やその保護者にも支援を行う施設。

児童福祉法

昭和22年12月に「すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるよう努めなければならない。」また「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」ことを理念として制定。

小規模保育事業

小規模な施設で、6人～19人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の3類型がある。

A型	定員6～19人 保育士はすべて有資格者
B型	定員6～19人 保育士は1/2以上が有資格者
C型	定員6～10人 家庭的保育者が保育

食育

知育、徳育、体育の基礎となる言葉で、国民一人ひとりが「食」についての知識と食を正しく選択できる力を身につけ、実践できるようになること、またその学習や体験を通じて豊かな人間性を育むことを指す。

スクールカウンセラー

臨床心理士資格者で、市内の小・中学校に派遣され、生徒の悩みごとの相談に応じるほか、保護者や教員に対しても相談を行う。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者が、問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛けや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、また保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、教職員等への研修活動等を行う。

すこやか支援員

市教育委員会が小・中・特別支援学校に配置する、発達障がい等特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、日常生活上の介助、移動の介助、学習支援等を行う支援員。

た行

待機児童

保育所入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所に入所していない児童のこと。（他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望して待機している児童などを除く。）

地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

ティームティーチング

複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、児童生徒一人ひとりに効果的に指導する方式のこと。

出前授業

民間企業に勤める社会人講師等が、小中学校に出向いて行う授業や中学校の教員等が小学校に出向いて行う授業。

特定教育・保育施設

市が、施設型給付費の対象と「確認」する幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設）・保育所のこと。

特別支援教育コーディネーター

特別支援教育に関わる、関係機関との連絡調整役や保護者に対する学校の窓口、校内の特別な教育的ニーズのある児童生徒への組織的な指導・支援についての校務を担当する教員のこと。

土曜電話相談

教育相談室において、祝・祭日を除く、毎週土曜日の午前中に実施している教育上の悩みに関する電話相談。

な行

認可保育所

児童福祉法に基づいて、設置されている保育所。設置主体は市町村、社会福祉法人、民間事業者等がある。

認定こども園

幼稚園、保育所等で就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行える機能を備え、認定基準を満たし知事から認定を受けた施設。

は行

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

PDCAサイクル

計画の推進において、Plan（計画の策定）—Do（計画の実行）—Check（実施状況の確認・評価）—Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。

ふれあい相談員

市教育委員会が各中学校に配置する相談員。

わ行

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

富士見市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

富士見市 子ども未来部 子育て支援課

〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の 1

Tel 049-251-2711(代)
